

**西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業の  
環境影響評価調査計画書の提出について（要約）**

**1 事業者の名称及び所在地**

**1. 1 事業者**

名 称：東京都  
 代表者：東京都知事 小池 百合子  
 所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：西武鉄道株式会社  
 代表者：取締役社長 若林 久  
 所在地：埼玉県所沢市くすのき台一丁目 11 番地の 1

**1. 2 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）**

名 称：東京都  
 代表者：東京都知事 小池 百合子  
 所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

**2 対象事業の名称及び種類**

名 称：西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業  
 種 類：鉄道の改良

**3 対象事業の内容の概略**

本事業は、西武鉄道新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間の約 5.1km を連続立体交差化するものである。これにより、19 か所の踏切を解消し、交通渋滞や踏切事故の解消、分断された地域の一体化等を図ろうとするものである。

対象事業の内容の概略は、表 1 に示すとおりである。

表 1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
事 業 区 間	起点：杉並区上井草一丁目 終点：西東京市東伏見一丁目
事 業 延 長	約 5.1km
構 造 形 式	高架橋、擁壁、地平
対 象 駅	上井草駅、上石神井駅、武蔵関駅、東伏見駅
踏切解消数	19 か所
工事予定期間	約 15 年

#### 4 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価を行う項目は、対象事業の事業計画案から環境影響要因を抽出し、地域の概況において把握した環境の地域特性を勘案し、表2に示すとおり選定した。

選定した項目は、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物の8項目である。

表2 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目	区分 環境影響要因 予測する事項	工事の 施行中		工事の 完了後	
		建設 工事	鉄道の 走行	鉄道の 走行	施設の 存在
大気汚染					
悪臭					
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動	○			
	仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音・振動		○		
	列車の走行に伴う鉄道騒音・振動			○	
水質汚濁					
土壌汚染	土壌汚染の拡散の可能性の有無	○			
地盤					
地形・地質					
水循環					
生物・生態系					
日影	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○
電波障害	遮へい障害及び反射障害				○
	パルスノイズ障害及びフラッター障害			○	
風環境					
景観	主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度				○
	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度				○
史跡・文化財	埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	○			
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場までの利用経路	○			
廃棄物	建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法等	○			
温室効果ガス					

注1) ○：予測及び評価を行う必要があると認められる環境影響評価の項目

注2) 予測する事項欄には、予測及び評価を行う予測事項を列挙して記載する。

## 5 調査等の手法

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物の8項目について、調査等の概要を表3(1)～(3)に示すとおりである。

表3(1) 調査等の概要

項目	調査事項	調査内容	予測		評価方法
			予測事項	予測手法	
騒音	①騒音の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④列車本数等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 騒音に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> <li>現地調査 &lt;鉄道騒音&gt; 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(環境庁)に準拠した方法とする。</li> <li>&lt;環境騒音&gt; 「騒音に係る環境基準について」(環境庁)及び「JIS-Z-8731」に準拠した方法とする。</li> </ul>	工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、仮線区間の列車走行に伴う鉄道騒音、工事の完了後における鉄道騒音とする。	建設作業騒音レベルについて、伝搬理論計算式により予測する。	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(厚生省・建設省)等に基づき評価する。
				鉄道騒音レベルについて、「在来線高架鉄道からの騒音予測手法案について」及び「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(環境庁)の算定式により予測する。	
振動	①振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④列車本数等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> <li>現地調査 &lt;鉄道振動&gt; 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(環境庁)に準拠した方法とする。</li> <li>&lt;環境振動&gt; 「JIS-Z-8735」に準拠した方法とする。</li> </ul>	工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業振動、仮線区間の列車走行に伴う鉄道振動、工事の完了後における鉄道振動とする。	建設作業振動レベルについて、伝搬理論計算式により予測する。	振動規制法施行規則に基づく「特定建設作業の規制に関する振動の基準」(総理府)等に基づき評価する。
				鉄道振動レベルについて、伝搬理論計算式等により予測する。	

表3(2) 調査等の概要

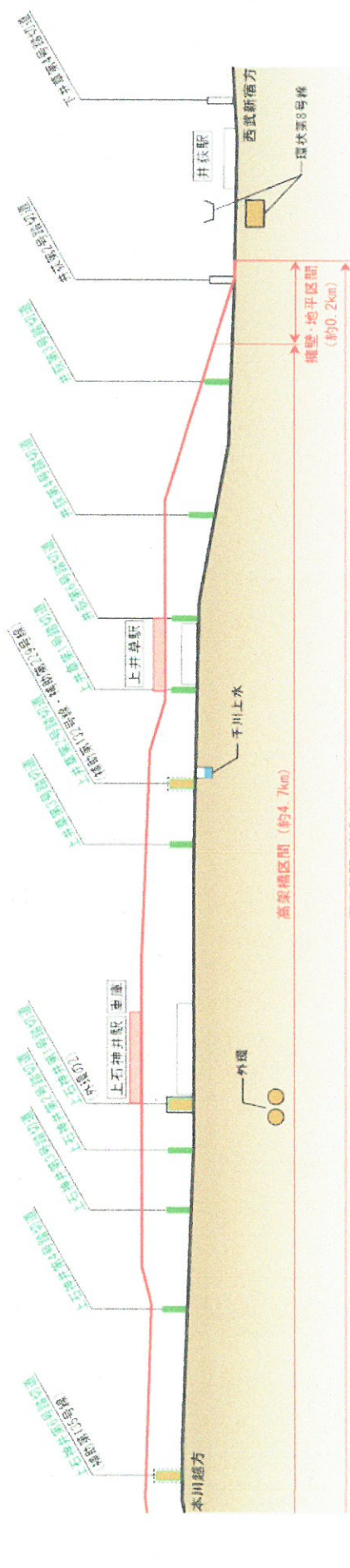
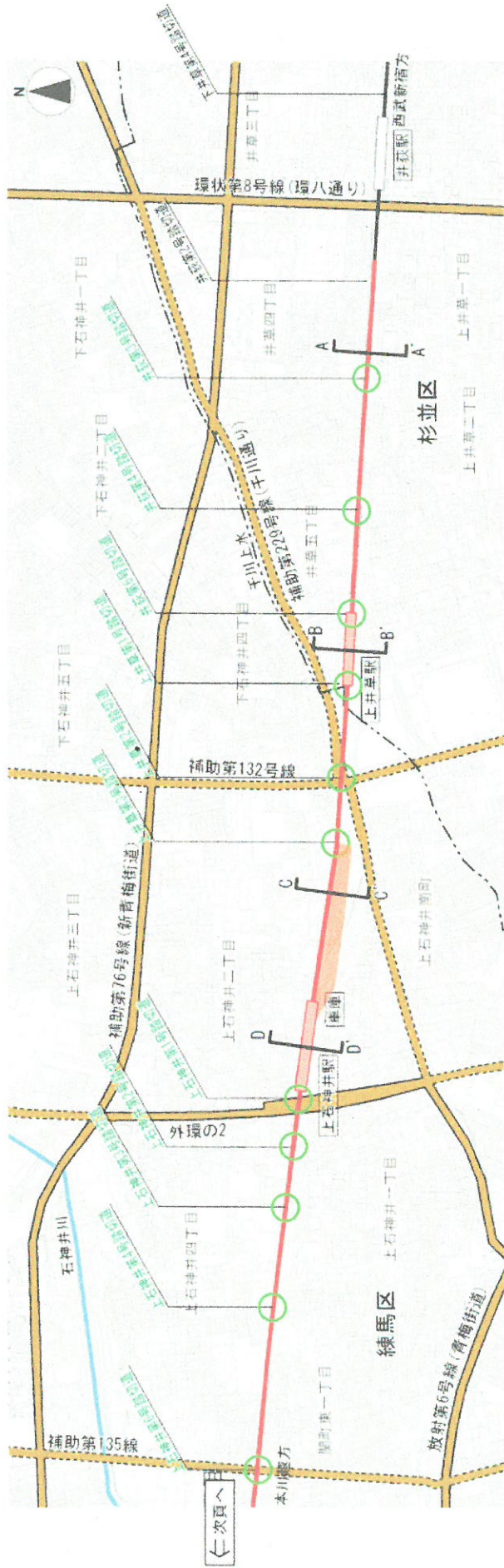
項目	調査事項	調査内容	予測		評価方法
			予測事項	予測手法	
土壌汚染	①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質等の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 土壌汚染に係る過去及び最新の資料を収集し、整理を行う。	工事の施行中における土壌汚染の拡散の可能性の有無	既存資料調査及び施工計画の範囲を基に、事業の実施が土壌に及ぼす影響を予測する。	「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」等に基づき評価する。
日影	①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	・既存資料調査 日影に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	工事の完了後における高架橋の設置による冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度とする。	時刻別日影図、等時間日影図等の作成により予測する。	「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」を勘案して評価する。
電波障害	①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅の分布状況 ④地形の状況	・既存資料調査 電波障害に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  ・現地調査 電波測定車を用いて、調査地域の受信レベルを測定する。	工事の完了後における高架橋の設置による遮へい障害及び反射障害、列車の走行に伴うパルスノイズ障害及びフラッター障害とする。	「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)」(社団法人日本CATV技術協会平成17年)等に基づき予測する。	「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」等に基づき評価する。
景観	①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③土地利用の状況 ④景観の保全に関する方針等 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 景観に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  ・現地調査 事業区間周辺を踏査し、地域景観特性、眺望の状況を把握する。事業区間を望む地点より写真撮影を行う。	工事の完了後における主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度とする。	完成予想図の作成等により予測する。	「東京都景観計画」等の方針に基づき評価する。
史跡・文化財	①埋蔵文化財包蔵地の状況 ②法令による基準等	・既存資料調査 埋蔵文化財包蔵地に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  ・現地調査 教育委員会等へのヒアリング調査における指示をもとに状況を把握する。	工事の施行中における埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とする。	事業計画を基に、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度を予測する。	「文化財保護法」に定められた発掘等に関する規定、「東京都文化財保護条例」、「杉並区文化財保護条例」、「練馬区文化財保護条例」及び「西東京市文化財保護条例」に定められた保全に関する規定に基づき評価する。

表3(3) 調査等の概要

項目	調査事項	調査内容	予測		評価方法
			予測事項	予測手法	
自然との触れ合い活動の場	①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 自然との触れ合い活動の場に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 ・現地調査 散歩道の歩行者の利用状況等を把握するため、現地踏査、写真撮影等を実施する。	自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度、自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度とする。	自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況と対象事業の計画とを重ね合わせる方法により予測する。	「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」等に基づき評価する。
廃棄物	①撤去構造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土及び建設汚泥の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	工事の施行中（既存構造物の解体撤去・建設工事）における建設発生土及び建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法とする。	施工計画の内容等からの推定により予測する。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める事業者の責務に基づき評価する。



7 平面図・縦断面図



凡	— (red)	鉄道 (計画線)
例	— (black)	鉄道 (現在線)
	○ (green)	駅 (計画駅)
	— (yellow)	都市計画道路 (事業中・完了)
	— (orange)	都市計画道路 (計画)
	— (blue)	河川

